

○福岡市旅館業法施行細則（昭和47年福岡市規則第72号）

改正 平成30年6月14日規則第80号

（趣旨）

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業許可申請）

第2条 法第3条第1項の規定により、旅館業の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書（様式第1号）を営業施設の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。

2 旅館業営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 旅館業の施設を中心として半径300メートル以内の見取図
- (2) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の床面積及び用途を明示したものに限る。）及び立面図
- (3) 旅館業の用に供する建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し及び消防法令に適合していることを証する書類の写し
- (4) 法人にあつては、履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書又は定款若しくは寄附行為の写し並びに役員の氏名（片仮名でふりがなを付したものに限る。）、住所、生年月日及び性別を記載した役員名簿
- (5) 条例第3条第7号ただし書又は第4条第2号ただし書の施設に該当する場合にあつては、市長が別に定める書類
- (6) 省令第4条の3に規定する基準に適合する設備を設ける場合にあつては、市長が別に定める書類
- (7) その他保健所長が必要と認める書類
（旅館・ホテル営業施設の構造設備の基準の特例）

第3条 条例第3条第7号ただし書の規則で定める要件は、法第3条第1項の規定により、旅館業の許可を受けようとする者が施設を旅館業の用に供するための権原を有していることとする。

（簡易宿所営業施設の構造設備の基準の特例）

第4条 条例第4条第2号ただし書の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

（営業許可書等）

第5条 保健所長は、第2条の旅館業を許可したときは旅館業営業許可書（様式第2号）を、旅館業を不許可としたときは旅館業営業不許可通知書（様式第3号）を当該申請者に交付する。

（営業者の地位の承継の承認申請）

第6条 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）の地位の承継について法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定による承認を受けようとする者は、旅館業営業者地位承継承認申請書（様式第4号）を保健所長に提出しなければならない。

- 2 旅館業営業者地位承継承認申請書には、省令第3条第2項（法人にあつては、省令第2条第2項）に定める書類その他保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 省令第3条第2項第2号に掲げる書類は、様式第5号によるものとする。

(旅館業営業者地位承継承認書等)

第7条 保健所長は、営業者の地位の承継について承認したときは旅館業営業者地位承継承認書(様式第6号)を、承認しないときは旅館業営業者地位承継不承認通知書(様式第7号)を当該申請者に交付する。

(変更、停止又は廃止の届出)

第8条 省令第4条の規定による旅館業営業許可申請書又は旅館業営業者地位承継承認申請書の記載事項を変更した旨の届出は、／旅館業営業許可申請書／旅館業営業者地位承継承認申請書／記載事項変更届(様式第8号)に変更の内容を確認できる書類を添えて行わなければならない。

2 省令第4条の規定による旅館業の全部又は一部を停止した旨の届出は、旅館業営業停止届(様式第9号)により行わなければならない。

3 省令第4条の規定による旅館業を廃止した旨の届出は、旅館業営業廃止届(様式第10号)により行わなければならない。

(構造設備の基準の特例)

第9条 条例第6条の規定により緩和することができる基準は、条例第4条第1号(条例第3条第2号アに係る部分に限る。)に掲げる基準とする。

2 条例第6条の規定による緩和後の構造設備の基準の内容は、市長が別に定める。

(特例施設の営業開始の届出)

第10条 省令第5条第1項第1号に規定する施設に係る旅館業の許可を受けた営業者は、その年の営業を開始する前に、旅館業特例施設営業開始届(様式第11号)を保健所長に提出し、検査を受けなければならない。

(社会教育に関する施設等)

第11条 条例第7条第1項第6号に規定する市長が定める施設は、次に定めるものとする。

(1) 国又は地方公共団体が法律で定めるところに従い設置し、その施設の管理運営が国又は当該地方公共団体の責任においてなされる体育館、水泳場その他これらに類する運動施設

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき設置された市民センター

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校その他の学校

(4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第1項第4号に規定する青年の家に類する施設であつて、国又は地方公共団体が設置し、その施設の管理運営が国又は当該地方公共団体の責任においてなされるもの

(5) 地域交流広場(福岡市地域交流広場助成要綱(平成7年4月1日市長決裁)の規定により地域交流広場として市長の認定を受けた土地をいい、平成7年3月31日以前に児童広場として市長の認定を受けた土地を含む。)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市旅館業法施行細則別記様式第1号、様式第4号、様式第9号、様式第10号及び様式第11号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。